

食安輸発0125第4号
平成25年1月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者の追加)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成25年1月25日付け食安輸発0125第2号）にて通知したところです。

今般、輸入者の自主検査においてサイクラミン酸が検出されたことから、同通知の別表13に下記の製造者を追加し、別添のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

RIZHAO SANYOU FOODSTUFFS CO., LTD.